



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高島 浩
(兵庫県弁護士会所属)



第159回 震災と事業者が抱える二重ローン問題

1 あの日から30年

遅ればせながら、明けましておめでとうございます。

阪神・淡路大震災の日からはや30年の年月が経過しました。私が神戸で弁護士登録したのは震災から7年後の年で、被災地の復興はある程度進みつつありましたが、震災で損壊した建物や設備の更新のために新たな借入れを余儀なくされた事業者様も多く、既往債務とあわせた二重ローンによって資金繰りが困難となった幾つかの事業の再生にも取り組ませていただきました。

地域の雇用と経済活動を支える中小企業の再建なくして地域の復興がなしえないことは明らかですが、国は一貫して「自助」による再建に任せる姿勢を取っており、今でも「公助」による救済メニューは公費による建物解体くらいです。

2 二重ローン負担の軽減策

阪神・淡路大震災から6年後の平成13年に、事業者向けの「私的整理ガイドライン」が策定されました。しかし、金融機関から新規融資を受けた直後の事業者にとって、金融機関から既往債務の債権放棄を得ることは極めて難しく、また、一定の資産を保有し二重ローンを返済できる体力があるとみなされれば、既往債務の免除を受けることはできません。

熊本地震以降に制度化された中小機構やREVICが出資する事業再生ファンドを活用した支援は、金融機関が既往債権を公的機関へ売却してバランスシートから外すことにより、金融機関から見た事業者への二重ローン(債権)を解消して新規融資を行いやすくする制度です。しかし、私的整理ガイドラインと同様、債務超過に至らない事業者が債権放棄を受けられるとは限らず、利用件数も極めて少ないのが実情です。

金融機関によるリスケジュール(返済条件の変更)も、阪神・淡路大震災の際には立法化されておらず、平成13年に成立した金融円滑化法とその後の金融庁の監督指針により制度化され、現在では広く利用されています。しかし、この制度でも既往債務が免除される

わけではなく、事業が軌道に乗らなければ、元本返済の再開に伴って資金繰りに行き詰まる事業者が増加することとなります。これはコロナ禍後の現在においても見られる現象です。

3 事業者向け災害団信制度を創れないか

このように、残念ながら被災した事業者の二重ローン問題を解消する抜本的な制度はありません。このため、建物や設備の損傷に加え、従業員も被災し、サプライチェーンが傷つき、得意先との取引もいったん途絶えた中での事業の再建に向けたハードルは高く、自助努力により再建せざるを得ない場合には事業の活力が大きく削がれ、地域の雇用や経済を支える力も損なわれることになってしまいます。

この点、住宅ローンであれば、借入人に一定の事由が発生した場合、金融機関が受け取る保険金によって残債務が支払われる制度(団信)があります。これと同様に、事業者に対する融資においても、融資利率を少し上乗せすることで保険料を徴収し、災害時に保険金をもって当該債務を返済する制度など、事業者が広く利用できる災害版の団体保険があっても良いと思います。国内で発生する大規模災害に伴う損害と損失を、被災地の事業者と金融機関のみの負担とするのではなく、その負担を保険料を納める全国の事業者に広く分散させることができれば、被災事業者の早期再生につながり、不良債権の増加によって被災地の金融機関が疲弊することもあります。また、自然災害による被災という客観的な事由による保険金の支払いとなるため、債務免除に伴うモラルハザードの問題も生じないと思います。

もっとも、このような共助の制度も一朝一夕に出来上がるものではありません。二重ローンの問題は、能登半島地震の被災事業者がまさに今直面している問題です。国には、相談窓口の設置や新規融資の促進策など被災者の自助努力を前提とした対応にとどまらず、現場に行き届く公助の対応を求めたいと思います。